

子育て情報発信強化業務委託仕様書

1 目的

本県では、金融機関と連携してこどもの成長の節目で経済的支援を行う全国初の取組「新潟県こむすび定期」、キャッチフレーズ・ロゴマーク「こむすび県にいがた」の作成、子育てをしている方々の日常生活を様々な場面で後押しする「子育て応援プラス」など、様々な子育て支援の取組を実施してきた。

また、本県におけるこども施策の基本的方向性を示し、こども政策に係る県の取組姿勢等を明らかにするとともに、県民意識の向上や社会全体の気運醸成を図るため、「新潟県こども条例」を令和6年3月に制定した。さらに本条例に基づき、こども施策を総合的かつ計画的に推進するため、「新潟県こども計画」を令和7年3月に策定したところである。

このため、県として、未来の子育てを担う若年層に向けてはこどもを持つ喜びを、子育てをしていない方も含めた県内全世代に向けてはこどもや子育て当事者の思いに寄り沿って応援してほしいという願いを発信し、社会全体でこどもを支える気運を醸成することが求められているところ。

本業務は、県民の子育て応援の気運醸成を図るための広報を行うとともに、本県の子育て施策の優位性、魅力等を発信することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 広報戦略の提案

下記(2)～(5)までの内容について、いつまでに、誰に、どういった情報を、どのような方法で広報を実施するかを明記した年間計画を作成すること。なお、作成にあたっては、その時期に当該広報を行うことで、それぞれのターゲットにどのような行動変容が期待できるかを分析すること。

また、本業務で作成した広告ビジュアル等は、委託期間終了日から3年以内は継続して使用する可能性がある。

(2) 「子育て応援の気運醸成」・「子育てに対するポジティブなイメージ」の発信

【共通事項】

- 子育て応援の気運醸成・子育てに対するポジティブなイメージの発信を通じて、子育てに優しい新潟県のPRを行うこと。
- 下記の各ターゲットに効果的に情報が届くよう、適切な媒体を選択し、提案すること。なお、媒体の選択にあたって、効果測定が可能な媒体を選択すること。
- 下記の各ターゲットが子育ての重要性を理解し、具体的な行動変容につなが

るよう、取組や行動のイメージを持つことができる広報とすること。

- なお、下記ターゲットについては、網羅性を一定程度保ちながら、更なる細分化や優先度を設定した上で、提案することは差し支えない。

①子育て世代に対する「子育てに関するポジティブなイメージ」の発信

【対象（ターゲット）】

- 県内の子育て世代（主に現在子育て中の方々を想定）

【内容】

- 社会全体で子育てを応援しているというメッセージを伝え、子育てに対し改めてポジティブな気持ちを持てるようなメッセージを発信すること。

②将来の子育て世代に対する「子育てに関するポジティブなイメージ」の発信

【対象（ターゲット）】

- 将来の子育て世代（主に10代後半～30代前半を想定しているが、年齢にかかわらず今後結婚・妊娠・出産を検討している層をターゲットとしても差し支えない）

【内容】

- 「子育てにはお金がかかるが、様々な支援策が助けになる」「大変なこともあるが、こどもがいたら楽しい」など、若年層が将来こどもを持つことにポジティブなイメージを持てるようなメッセージを発信すること。

③その他世代に対する子育て応援の気運醸成

【対象（ターゲット）】

- 県内の全世代（事業者含む）
- 対象が幅広いことから、年代だけでなく、事業者や地域向け等でセグメントして発信することも差し支えない。

【内容】

- 県内全ての方に、こどもや子育て当事者の意見を踏まえ、多様な主体と連携・協力し、社会全体でこどもを大切に、子育てを支えるといった、こどもや子育て当事者に対して寄り添う気持ちを持てるような気運を醸成する内容とすること。
- 例えば、事業者（経営者）向けには、従業員の仕事と家庭の両立のため働きやすい雇用環境を整える、地域や集落の方々向けには、こどもの意見を聞く、こどもの声に耳を傾けて、地域でのこどもの活動を見守るなどの行動、取組のきっかけになるような内容とすること。

(3) ポータルサイト「こむすび県にいがた」の閲覧増に向けた効果的なPR

【対象（ターゲット）】

- 県内の子育て世代（主に現在子育て中の方々を想定）

【内容】

- 県が行う施策やイベント等の広報と、市町村の子育て施策が一体となった広報を新潟県妊娠・出産・子育てポータルサイト「こむすび県にいがた」で情報を集約して、積極的に発信するため、当該サイトの閲覧者が増えるための効果的なPRを行うこと。
- 当該サイトで県、市町村の子育て施策に係る情報を一体的に発信するため、当該サイトに掲載する記事内容及びこども家庭課インスタグラム「こむすび県にいがた」（以下「インスタグラム」という。）の投稿記事を作成し、こども家庭課に協議の上、掲載、投稿等の作業を行うこと。なお、施策やイベントの情報は県がとりまとめて提供する。
- サイト掲載及びインスタグラム投稿の記事数は少なくとも各10本ずつとして、掲載等スケジュールについても提案すること。なお、効果的な発信となるよう、適宜、県と協議の上、進めること。
 - ・ サイト掲載の記事本文は、最大20,000文字まで掲載可能。
 - ・ 画像は20MB（PNG、JPG、GIFファイル）のアップロードが可能。
 - ※ 上記サイズ内であれば、枚数制限はなし。
 - ・ インスタグラムの記事は、利用規約にそった内容とすること。
 - ※ こども家庭課インスタグラムの運用は、主に子育て世代を中心に、子育てに関する情報を発信し、ポータルサイトへの流入を期待して運用しているもの。

（県の施策・イベントの一例）

【施策】

- ・ 新潟県こむすび定期
- ・ にいがた安心こむすび住宅推進事業
- ・ 子育て応援プラス（別添1参照）

【イベント】

- ・ 家庭の日（毎月第3日曜日）
- ・ 青少年健全育成県民大会
- ・ わたしの主張大会

（4）「新潟県こむすび定期」のPR

【対象（ターゲット）】

- 1歳未満のこどもを持つ夫婦、3歳未満のこどもを持つ県外からの転入者、出産を控えた夫婦

【内容】

- 令和7年度に制作したリーフレット及びしおりの印刷及び配布を行うこと。
 - ・ 設置場所は、市町村（出生届の提出窓口、公共施設等）、金融機関、保育所、産科等を想定。

- ・リーフレットは、掲載情報（金融機関名等）を確認・更新すること。
- ・リーフレットは「A4両面カラー印刷、10,000部」として見積を行うこと。
- ・しおりは「50mm×148mm、耐水性合成紙、両面カラー印刷、10,000部」として見積を行うこと。
- ・関係各所への送付費用も見積に含めること。なお、送付先は、現時点で100箇所程度と想定している。
- 上記を含む効果的なPRを行うこと。

(5) こども・子育て関連イベントへの参加

【対象（ターゲット）】

- 県内のこどもや子育て世代

【内容】

- 県内で開催するこども・子育て関連のイベントにブース出展等を行い、こむすび定期の周知、各種施策・イベントのPR、インスタグラムのフォロワー獲得を図ること。
- 県内全域のこどもや子育て世代に周知を図るため、異なる市町村で開催されるイベントに合計3回以上参加すること。
- イベントの準備及び当日の運営（資材搬入・搬出、会場設営、周知広報）を行うこと。
- イベント当日の様子をインスタグラムで投稿すること。
- イベント時の各種周知広報物は県が提供する。

(6) その他目的達成に寄与する企画の提案

上記（2）～（5）以外で本事業の目標達成に資する企画案等があれば、適宜提案すること。

(7) 本事業に係る効果測定及び評価業務等

ア 目標の設定

(ア) こむすび県にいがた（新潟県妊娠・出産・子育てポータルサイト）に掲載する記事ごとの下記項目について数値目標を設定すること。

- ・ページビュー数
- ・アクティブユーザー数

(イ) インスタグラムにおける下記項目について数値目標を設定すること。

- ・フォロワー増加数
- ・インプレッション数
- ・リーチ数

(ウ) 動画広告やテレビCM等を提案する場合は、クリック率やGRP（Gross Rating Point）など効果検証に参考となる評価指標を記載すること。

イ 事業計画の策定

上記アに記載の目標達成を念頭に本事業に係る計画を策定し、当該計画に基づき、目標達成に向けた進捗管理を適切に行うこと。なお、計画の内容についてあらかじめ県からの確認を受けること。

ウ 月次レポートの作成・提出

各アカウントの効果的な運用を図るため、各月の投稿内容と結果を分析したレポートを翌月 10 日頃までに県に提出すること。レポートには、上記アで設定した数値目標の達成状況の他、投稿記事に対する反響、広告配信状況など、本事業の効果的な運用に資する内容を報告すること。

エ 県とのミーティング

月次レポート提出後、レポートの内容を基に、記事投稿や広告運用などに関する今後の事業方針を確認・検討することを目的としたミーティングを県と実施すること。

(8) その他留意事項

- ・ 全ての媒体に、「子育てに優しい新潟県」PR キャッチフレーズ等を使用すること（詳細は別添 2 のとおり）。
- ・ こどもを持つことなどは個人の価値観に大きく関わる部分であり、価値観の押しつけにならないように配慮すること。

4 事業実施報告書

実施結果報告書に成果品を添えて、委託期間終了までに提出すること。

5 その他留意事項

(1) 情報の取扱い

本業務において個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」に従うこと。

(2) 著作権及び著作権等の取扱い

作成する広報媒体の著作権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、すべて県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。

(3) その他

- ・ 新潟県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- ・ 業務の実施にあたっては、新潟県にあらかじめ計画を示し、内容について、確認を受けた上で実施すること。
- ・ 事業執行において協議の上で、仕様書の内容を変更することがある。
- ・ 仕様書に記載のない事項については、その都度協議する。
- ・ こども家庭庁「秋のこどもまんなか月間」（11 月）の期間内に広報活動を実施する場合は、こどもまんなか月間の一環として実施している旨を媒体等に明

記すること。

【参考】 県として使用可能な広報媒体

- ・ こむすび県にいがた（新潟県妊娠・出産・子育てポータルサイト）
（<https://komusubiken.pref.niigata.lg.jp/kosodate/>） ※ 1
- ・ こむすび県にいがた Instagram (@komusubiken.niigata)
- ・ 新潟県ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/>） ※ 2
- ・ 新潟県公式 X 「Niigata Press」 (@Niigata_Press) ※ 2
- ・ 新潟県公式 YouTube チャンネル (@NiigataPref) ※ 2
- ・ R6 年度、R7 年度本事業作成動画等
 - 知事出演動画 <https://www.youtube.com/watch?v=hLEvQC4JIAk> ※ 3
 - こども条例（中高生向け） <https://x.gd/V0W1T>
 - こども条例（小学生向け） <https://x.gd/i7q1R>
※こども条例の動画はショートバージョンもあります。
 - 新潟県こむすび定期事業のリーフレット（別添 3）

※ 1 サイトの構成に手を加える場合には、サイトの保守管理委託業者と協議の上、実施すること。

※ 2 掲載には別途管理者と調整・協議が必要（調整・協議は当課で行う）

※ 3 文字情報の一部修正が必要なため、受託者において対応すること。

様々な施策の中に「子育て応援」の観点をプラスし、子育てをしている方々の日常生活を様々な場面で後押ししていく「子育て応援プラス」の取組について、市町村・民間と連携して取組を展開

県の取組

【魅力発信プラス】

- 県シンボルの県庁舎内への設置や県シンボルをめぐる新たな見学ルートの設定等により、小学生を始めとする見学者へ県の魅力を発信
- 県LINE公式アカウントを開設し、子育て関連情報、イベント情報など、くらしに役立つさまざまな情報をタイムリーに発信
- 新潟県総合計画こども・若者向け版冊子の作成や出前講座の実施により、県施策を分かりやすく説明
- 健康に配慮した中食（からだがよろこぶデリ）の取組において、子育て世帯へのPRを強化

【外出応援プラス】

- 市町村の子育て世帯を対象とした移住体験ツアーの取組を支援
- 県立美術館・博物館において、こども連れの方の観覧料を無料とする「親子ふれあいデー」を設定し、ワークショップ等を開催するとともに、美術鑑賞等を体験する親子バスツアーを開催
- 県内文化施設において、こどもに向けた身近で手ごろかつ質の高い舞台公演等の鑑賞機会を提供
- 市町村が行うこどもやファミリーの利便性向上に向けた観光施設整備や観光コンテンツづくりを優先的に支援
- 県立スポーツ施設（ダイエープロビスフェニックスプール、謙信公武道館等）において、利用料を無料とする「親子ふれあいデー」を設定するとともに、子育て世帯向けイベントを実施
- 親子で参加できる健康・スポーツイベントに対して、県の健康・ウォーキングアプリの付与ポイントを加算
- 農林水産業試験研究施設において、こども・保護者等を対象とする「ふれあいデー」、「農の体験教室」を開催
- 子育て・教育施設における県産材を使用した木質化や木製遊具等の導入を支援
- 農業用水利施設への理解を深めるため、「子ども探検隊」など小学生以下を対象に含めた現場見学会を開催
- 新潟県立植物園において、こども・保護者の観覧料を無料とする「おでかけMonday」など『花と緑でおでかけ応援』を実施
- 飛行機の旅への興味を喚起することも向け空の旅体験の実施
- 県立図書館において、子育て世帯が気兼ねなく読書を楽しめるよう、来館者を対象とした保育サービスを実施するとともに、こども図書室を会場に定期的におはなし会を開催

市町村の取組

- 県内30市町村において、遊び場の整備、子育て世帯における空き家のリフォームへの支援、図書館における読書機会の提供、子育て世帯の就労支援などの取組を実施

民間の取組

- 包括連携協定締結企業と連携し、「親子みらい図鑑」を立ち上げ、子育てに関する各コンテンツの配信やイベント等を実施するとともに、保育園・幼稚園等で働く先生への感謝・応援メッセージの募集等を実施

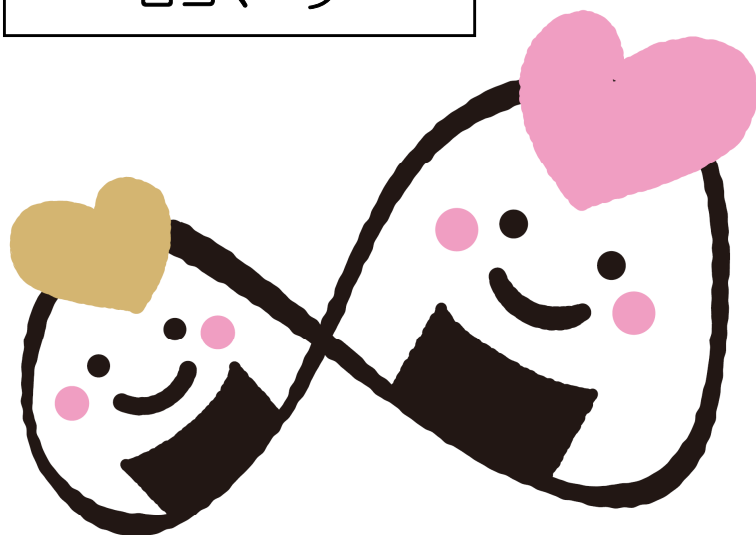
「子育てに優しい新潟県」
PRキャッチフレーズ・ロゴマーク
(令和5年7月28日制定)

別添2

キャッチフレーズ

「こむすび県にいがた」
(参考) ステートメントは右記のとおり

ロゴマーク



こむすび県
にいがた

子育てへの願いが、
ぎゅっとむすばれる。

ころころまあるく大きく
愛情たっぷりに、育てたい。
そんな思いを応援します。

海、山、里、
自然いっぱいの新潟は、
支援、サポートもしっかり充実。
たくさんの優しさに包まれて
親子が、笑顔でむすばれるように。

子育てがしっかり実をむすぶ、
そんな、「こむすび県」へ。

【コンセプト】

∞（無限大）の形にむすばれた
笑顔の親子のおむすび（こむすび）。
新潟の自然、地域の人々、親と子どもが、
笑顔でぎゅっとむすばれることを表しています。
∞（無限大）の形にすることで
人々と地域がずっとつながっていく様も表現しています。

新潟県 こむすび定期



1歳未満のお子様へ

1歳の誕生日の
前日までに
申請が
必要です

子育て世帯に



いろんな支援、
いちずな愛情

こむすび県
にいがた

10万円

+αの特典!
をお渡しします!

金融機関からの金利のプラスやプレゼント

こむすび定期とは？

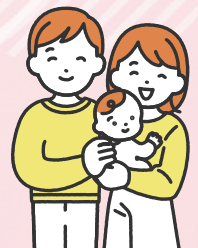
「こむすび定期」は県内の子育て中のご家庭を「金銭面から」直接サポートする、新潟県独自の取組です。1歳未満のお子様¹に10万円分の定期預金をお渡しします。
入園・入学の経済的負担が大きい節目節目に対する支援を行うため、2歳ごろと5歳ごろに満期となる「お子様名義の定期預金」(それぞれ5万円分)をお渡しするものです。※所得制限はありません。

所得制限
なし!

対象

申請時点で本県に住所を有する1歳未満の方
(県外からの転入者含む)

※令和5年4月以降に生まれ、1歳以上で県外から転入した3歳未満のお子様(所得制限なし)も対象となります(5万円)。



申請方法など詳細は裏面へ!

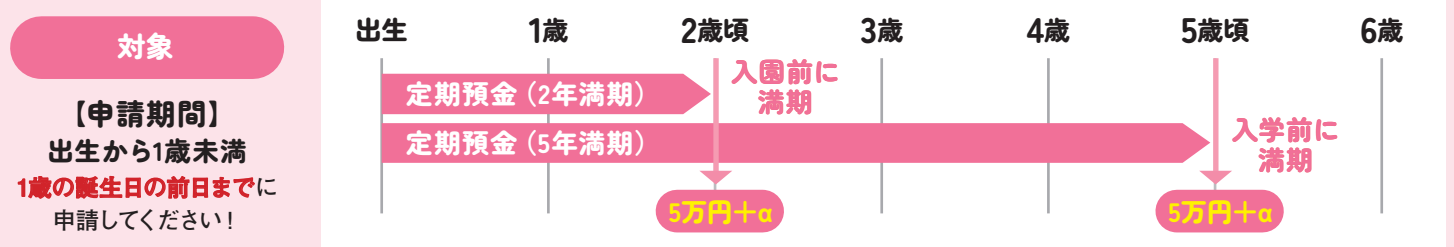
今すぐチェック >>

子育てに優しい新潟県。官民挙げて子育てを応援します！

【申請から受取までの流れ】



【申請と受取期間】



※令和5年4月以降に生まれ、1歳以上で県外から転入した3歳未満のお子様（所得制限なし）も対象となります（5万円）。

金融機関一覧（令和7年10月現在）

- | 地方銀行 | 信用金庫 | 信用組合 | 農業協同組合 |
|--|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 第四北越銀行 ● 大光銀行 | <ul style="list-style-type: none"> ● 新潟信用金庫 ● 長岡信用金庫 ● 上越信用金庫 ● 三条信用金庫 ● 柏崎信用金庫 ● 新発田信用金庫 ● 加茂信用金庫 ● 村上信用金庫 ● 新井信用金庫 | <ul style="list-style-type: none"> ● 新潟県信用組合 ● 興栄信用組合 ● はばたき信用組合 ● 巻信用組合 ● 協栄信用組合 ● 新潟大栄信用組合 ● 糸魚川信用組合 ● ゆきぐに信用組合 | <ul style="list-style-type: none"> ● 新潟市農業協同組合 ● 新潟かがやき農業協同組合 ● えちご中越農業協同組合 ● えちご上越農業協同組合 ● 北新潟農業協同組合 ● 魚沼農業協同組合 ● 佐渡農業協同組合 ● みなみ魚沼農業協同組合 |

- 漁業協同組合**
- 東日本信用漁業協同組合 連合会新潟支店

※上記の一覧からお好きな金融機関を選んで申請できます。
※申請後は原則、金融機関・支店を変更できません。事前にご検討のうえ申請をお願いいたします。
※お選びの金融機関により、様々な金利のプラスやプレゼント特典があります。

